



## 丸岡城の歴史を活用した「丸岡かぼちゃ」を使った新商品開発事業

## 商業部会 楽しく学べる講演会の開催(春江支部 サロン事業との共同開催)

坂井市では、企業倒産や雇用調整等により離職した労働者の早期再就職支援を目的に、常用雇用了事業主に対し、雇用奨励金を交付します。

**1、対象となる労働者**

対象となる労働者は、次のいずれの要件にも該当するものとします。

(1)事業活動の縮小、事業所の閉鎖等により、平成24年10月1日以降に離職（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）し、雇用された者。

(2)市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者。

**2、受給できる事業主**

受給できる事業主は、次のいずれの要件にも該当するものとします。

(1)市内に事業所を有し、雇用保険制度に加入している事業主であること。

(2)交付対象労働者を市内の事業所において、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に新たに常用労働者として雇入れ、かつ、6月を超える期間継続して雇用したと認められる事業主であること。

(3)交付対象労働者を雇い入れた日の6月前の日から奨励金の交付申請の日までの間において、当該事業所で雇用していた常用労働者を交付対象事業主の都合により解雇した事実がないこと。

(4)納期の到来している市税を完納していること。

**3、支給額**

交付の対象となる労働者1人につき20万円。

**4、問合せ先**

坂井市役所・産業経済部・観光産業課

TEL 50-3153 FAX 68-0440

**特 定自主検査お済みですか？**  
作業前に検査済標章を確認しましょう **特定自主検査とは**

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回(ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回)、定期的に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査(年次検査)のことを特定自主検査【特自検】といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。

 **どんな検査を行なう**